

## CEDEC 運営委員会規約

### 第 1 条 (目的)

本規約は、一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会（以下「CESA」という）の主催するコンピュータエンターテインメントデベロッパーズカンファレンス（以下「CEDEC」という）および関連するイベント等の企画、運営を行う CEDEC 運営委員会（以下「運営委員会」という）について、その構成、役割等必要な事項を定め、イベントの円滑な運営を図ることを目的とする。

### 第 2 条 (役割)

運営委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) CEDEC および関連するイベント等に必要企画に関する業務
- (2) CEDEC および関連するイベント等の準備及び運営に関する業務
- (3) CEDEC および関連するイベント等の広報に関する業務
- (4) その他 CEDEC および関連するイベント等開催に必要な業務

### 第 3 条 (組織)

1. 運営委員会は、CESA 技術委員会（以下「技術委員会」という）の下部組織とし、活動方針は技術委員会の承認に基づき実行する。
2. 技術委員会は技術委員会委員の中から互選で運営委員会委員長（以下「委員長」という）1 名を任免する。任期は 1 期とし、再任を妨げない。
3. 技術委員会は副委員長を 3 名まで任免することができる。副委員長の任期は委員長の任期に合せるものとし、再任を妨げない。
4. 運営委員会委員は、委員長、副委員長および委員長が指名する委員（以下「CEDEC アドバイザリーボード」という）をもって組織する。
5. 委員長は CEDEC アドバイザリーボードの任免を行うことができる。任期は 1 期とし、再任を妨げない。
6. 運営委員会委員は、委員長の指導の下、CEDEC および関連するイベント等の企画、運営、開催を円滑にすべく活動を行う。
7. 委員長は、必要に応じ、作業部会(ワーキンググループ)を設置することができる。委員長は運営委員会委員の中から作業部会(ワーキンググループ)のリーダーを任命する。
8. 8. CEDEC 運営委員会に 3 年以上所属し希望する者は、運営委員会外に設置する CEDEC アラムナイグループ（以下、アラムナイ）に所属することができる。アラムナイは CEDEC 運営には関わらないものとする。
9. 運営委員会委員の報酬は無給とする。
10. 委員長は必要に応じて委員に対して旅費等の経費を支出することができる。
11. 1 期は 1 年とし、11 月 1 日を始めとして、10 月 31 日をもって終了とする。委員長は必要に応じ、期の開始・終了を変更することができる。

### 第 4 条 (守秘義務)

運営委員会委員は、CEDEC および関連するイベント等の企画、運営、開催に関わる公開されていない情報、また委員の立場でしか知りえない CEDEC および関連するイベント等固有の情報について守秘義務を負うものとし、自己または所属する組織および第三者のいかなる目的にも使用・転用・公開しないものとする。また委員を退いた後も同様とする。ただし、委員は委員長の許諾を得て、所属する組織の求めに応じて報告を行うことができる。

## 第5条（改正）

本規約は技術委員会の決議により改正することができる。

## 第6条（雑則）

本規定に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は技術委員会において定める。

## 付則

この規則は2011年2月18日より施行する。

2012年4月18日改定

2013年10月10日改定

2019年11月14日改定